

(別添)

東日本大震災に伴う自動車 NO_x・PM 法の車種規制の経過措置期間 の特例措置について

1. 背景

- 自動車 NO_x・PM 法により、排出基準を満たさない自動車は対策地域内において登録ができない（車検が通らない）仕組みとなっている（いわゆる車種規制）。
- しかしながら、規制が施行された時点で現に使用されている自動車（いわゆる使用過程車）については、車種に応じた経過措置期間が設けられており、順次買い換え等の対応が行われてきている。
- 本年3月11日の東日本大震災の影響により、全国的に完成車メーカーでの車両の生産に停滞が生じており、経過措置期間が迫った車両を使用するバス事業者等が、基準適合車両を購入できず、運行車両の不足等の影響が生じるおそれがある。

2. 講じようとする特例措置の内容

(1) 法令の種類

環境省令

(2) 対象車種

車種規制の全車種（バス、トラック等）

(3) 対象車両

自動車検査証の有効期間満了日が平成23年3月11日から同年9月30日までの対策地域内の自動車であって、自動車 NO_x・PM 法の特定期日が当該満了日以前のもの

(4) 措置の内容

自動車 NO_x・PM 法の排出基準が適用されない経過措置期間を延長し、この特例措置を講ずる環境省令の公布の日から平成23年9月30日までの間に対象車両が初めて受ける継続検査又は臨時検査については、当該排出基準が適用されないこととする。